

本村では、石油貯蔵施設立地対策等補助金を活用し、消火栓整備工事を実施しております。

石油貯蔵施設立地対策等交付金制度とは

- (1) 経済産業省（資源エネルギー庁）は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」（昭和50年法律第96号）に定める石油の備蓄を行っている国、石油精製業者及び石油輸入業者等が新設、増設又は保有する石油貯蔵施設が立地する市町村（以下「立地市町村」という。）及びこれに隣接する市町村をその区域とする都道府県に対して、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則（昭和53年通商産業省告示第434号。以下「交付規則」という。）に基づき、特定の公共用施設の整備事業（対象事業）に要する経費の全部又は一部を都道府県に直接（直接交付事業）、又は都道府県からの補助事業を通じ市町村に間接（間接交付事業）に石油貯蔵施設立地対策等交付金（以下「交付金」という。）を交付している。
- (2) 当該交付金制度は、石油貯蔵施設の立地については、地元の経済的メリットが少ない反面、立地に伴い防災施設の設置及び維持が必要になることなどから、石油の備蓄を円滑に実施していくために、地元住民の理解と協力を得る必要があるとして、昭和53年に創設されたものである。

○消火栓整備工事施工例

